

谷山第二地区 第 8 号

区画整理だより

発行 鹿児島市建設局都市計画部

谷山区画整理事務所

⑧891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
鹿児島市役所 谷山支所（3階）

☎ (代表) 099-269-2111
(内線) 314~315

平成12年2月から3月にかけてご覧いただいた仮換地案に対しても、関係者のみが話し合った結果、修正案を作成してあります。この修正案は、仮換地の交渉の席で建物等の移転に関するご質問がされる場合があります。しかしながら、建物等の移転については、仮換地が指定された後その仮換地の場所や形状を踏まえて現在の建物等を仮換地先にどのように移転できるか検討したうえで、関係者のみなさんと話し合いをさせていただきます。

このようなことから、仮換地交渉の時点では建物等の移転に関するご質問については、

假換地交涉と建物等移転交渉

現在、仮換地案に対し提出された要望・意見書を参考にしながら、地権者及び関係者の皆さんと話し合い、仮換地の修正を行つております。これまでに農業試験場等の県有地や南高校、谷山中学校等の学校用地の九つのブロックと修正案がまとまつた一般の住宅街区となる86ブロック及び98から104ブロックの八つのブロックの計十七のブロックについて、仮換地を指定しております。（仮換地の指定状況は裏面図面のとおり）

また、仮換地の指定通知後、建物等の移転についても話し合いを進めておりますが、これまでに、8件の建物について移転を完了していました。また、谷山中学校につきましても一部の堀や門柱などの移設工事を行つております。

関連する事業としましては、JR谷山駅前から森永乳業(株)付近までの区間の污水管の布設工事を水道局が実施しておりますが、まずはこれら的生活に必要な施設の整備を急ぐ必要がありますので、当面は田辺地区のほうから仮換地案の修正・建物等の移転に伴う話し合いや工事等を進め、その他の地区につきましても、順次、進めてまいりますので皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

谷山第一地区の 移転・工事に着手

お答えすることができませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。
なお、みなさんから提出された要望・意見書に対する回答につきましては、仮換地交渉のなかで、説明させていただいております。

谷山第一地区に係る 都市計画変更について

地積が165²未満の宅地に対しましては、「小宅地取扱い要領」に基づいて仮換地に隣接して市有地を換地しております。この市有地を購入するか、しないかにつきましては、仮換地交渉の際にご意思を確認させていただき、仮換地指定後に改めて買受申請を提出していただいております。ご購入にあたつての具体的な手続き等につきましては、移転の時期等を考慮し、個別に相談してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

小宅地対策用地等の買い取りについて

| | | | | |
|---|--------------------------------|---------|-------|---------|
| ○鹿児島都市計画土地区画整理事業の変更 「谷山第二地区土地区画整理事業」 | 施行区域（変更前） | 72.8 ha | （変更後） | 72.9 ha |
| （内容）JRとの境界の整形化を図るためJR指宿枕崎線に接する一部区域を追加しました | ○鹿児島都市計画公園の変更 | | | |
| 谷山第二地区内の5公園の決定 | | | | |
| 2号 岩下公園（街区公園1号） | 2号 本城公園（街区公園2号） | | | |
| 2号 不動寺公園（街区公園3号） | 2号 田辺公園（街区公園4号） | | | |
| 18124123122121号 谷山第二中央公園（近隣公園） | 18124123122121号 谷山第二中央公園（近隣公園） | | | |
| （内容）谷山第二地区内の5公園について事 | | | | |

Q. 既に仮換地指定は通知されていますが、今後、どのように事業を進めることになるのですか、また、いつから仮換地は使うことがで
きるのですか。

また、第12号様式に添付されている
仮換地明示図には、現在の土地に代わる新しい
土地（仮換地）の位置、寸法、地積等が記
載されており、記載事項の表示等については
寸法がm表示で10cm単位まで、地積が m^2 表示
で100分の一 m^2 単位までとして、それ以下につ
いては切り捨てて表示してあります。
なお、整理前後の対象図につきましては、
現在の土地に代わる新しい土地（仮換地）を
実線（—）と算用数字（1・2・3・・・）の
地番で、現在の土地を破線（---）と漢数字（
一、二、三・・・）の地番で記載してあります。

A
・ 仮換地の指定通知後、建物等の移転補償についての話し合いをさせていただきます。
この話し合いにおいて補償金額を決定し、ご了解いただいた（契約締結）後、建物等の移転工事を行つていただきます。
補償金につきましては、建物等の移転が完了したことなどを確認して、みなさんにお支払いすることとなります。
なお、道路などの整備もこれにあわせて進めています。
ただし、仮換地に支障となる物件（建物等がある場合、その移転が完了したときから使用することができます。

業計画のとおり都市計画決定しました。

お
原
い

○ 仮換地や補償等に関しては、谷山区画整理事務所の担当職員が、地権者や関係者の皆さんと直接話し合いをしてまいりますが、建物等の移転などに際して、あたかも市の指定店であるかのような言動をする悪質な者があるようになります。本市においては、区画整理事業に関して指定店等の取扱いはいたしておりませんのでご注意下さい。

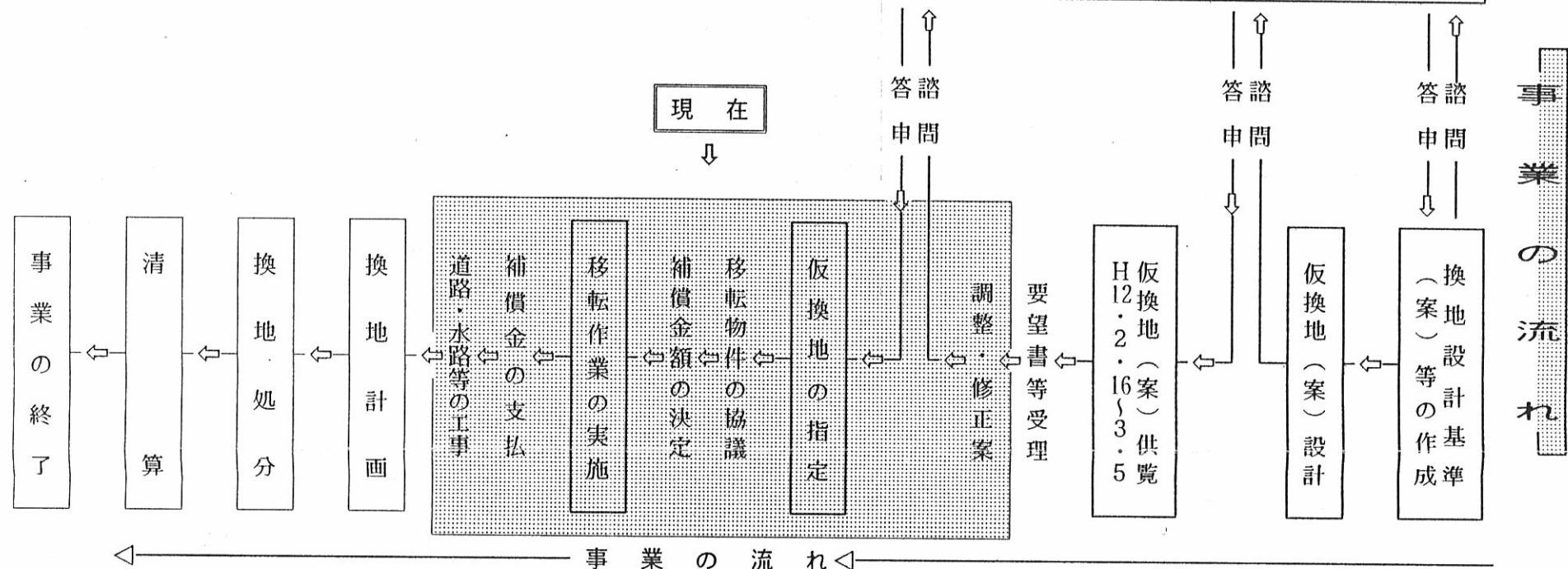
○ 次の場合は、ただちに鹿児島市役所谷山区画整理事務所（計画係）まで届け出て下さい。
 ・登記名義人が変わったとき。
 （登記簿謄本の写しを添付して下さい。）
 ・住所を変更したとき。
 （代理人を定めたとき。
 他人名義の土地に建物などを所有する人。）
 ※届出書等については事務所にございます。

・借地権の申告をするとき。

○ 調査・測量等のため、市が委託した調査員が皆さんとの土地への立ち入りをお願いします。このよ谷山区画整理事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめの上、ご協力をお願いいたします。

○ 土地区画整理事業に関するご不明な点や問合せ下さい。

谷山第二地区 土地区画整理審議会



谷山第二地区 仮換地指定状況（街区番号図）

